



平成18年6月26日

各位

上場会社名 株式会社 松坂屋  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員  
茶村 俊一  
コード番号 8235  
本社所在地 名古屋市中区栄三丁目16番1号  
上場取引所 名証・東証 第一部  
決算期 2月  
問合せ先 本社広報・IR室 山川 俊朗  
(TEL.052-264-7025)

監査役に対する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てについて

当社は、平成18年6月26日開催の取締役会において、当社監査役の報酬の一部について、退職慰労金制度に代えて同等の経済価値を有するものとするため、会社法第236条第1項、第238条第1項および第2項ならびに第240条第1項に従い、当社の監査役に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 募集新株予約権の名称 株式会社 松坂屋 2006年7月発行新株予約権(監査役用)

2. 募集新株予約権の総数 16個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てられる募集新株予約権の総数が減少したときは、その割当ての総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

3. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件と

して株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

#### 4. 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

#### 5. 募集新株予約権を行使することができる期間

平成18年7月15日から平成38年7月14日まで

#### 6. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 7. 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### 8. 募集新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

#### 9. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以

下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権 1 個につき、(1)記載の再編対象会社の株式 1,000 株を割り当てる。ただし、必要がある場合には、募集新株予約権と同様の株式数の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各募集新株予約権の権利行使に際して出資される財産の価額と同じとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

募集新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の取得条項

募集新株予約権と同じとする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

募集新株予約権と同じとする。

#### 10. 募集新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 11. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、上記 5.の期間内において、当社の取締役、監査役または執行役員  
のいずれかの地位を有するときは、新株予約権を行使できないものとする。

(2) 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員  
のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

(3) 新株予約権者が平成 37 年 7 月 14 日まで当社の取締役、監査役または執行役員  
のいずれかの地位を有し、新株予約権を行使することができない場合には、平成 37 年 7 月 15 日から平成 38 年 7 月 14 日まで新株予約権を行使することができるものとする。

(4) 新株予約権者がその有する募集新株予約権を放棄した場合には行使できないものとする。

## 12. 募集新株予約権の払込金額の算定方法

ブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- i 1 株当たりのオプション価格 ( $C$ )
- ii 株価 ( $S$ ) : 平成 18 年 7 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)
- iii 行使価格 ( $X$ ) (募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額) : 1 円
- iv 予想残存期間 ( $T$ ) : 10 年
- v ボラティリティ ( $\sigma$ ) : 10 年間(平成 8 年 7 月 15 日から平成 18 年 7 月 14 日まで)の当社普通株式の普通取引の各取引日の終値に基づき算出した変動率
- vi 無リスクの利子率 ( $r$ ) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- vii 配当利回り ( $q$ ) : 1 株当たりの配当金(平成 18 年 2 月期の配当実績) ÷ 上記 ii に定める株価
- viii 標準正規分布の累積分布関数 ( $N(\cdot)$ )

## 13. 募集新株予約権を割り当てる日

平成 18 年 7 月 14 日

## 14. 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 18 年 7 月 14 日とする。

## 15. 募集新株予約権の行使請求および払込みの方法

(1) 募集新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記 16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る募集新株予約権の数を乗じた金額の全額(以下、「払込金」という。)を、現金にて下記 17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座(以下、「指定口座」という。)に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

**16. 募集新株予約権の行使請求受付場所**

当社本社秘書・法務室(またはその時々における当該業務担当部署)

**17. 募集新株予約権の行使に際する払込取扱場所**

株式会社三菱東京UFJ銀行名古屋営業部(またはその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該営業部の承継部・支店)

**18. 募集新株予約権の行使の効力発生時期等**

(1)募集新株予約権の行使の効力は、行使請求受付場所において受領された新株予約権行使請求書を払込取扱場所が受領し、かつ上記 15. (2)に定める払込金が指定口座に入金されたときに生ずるものとする。

(2)当社は、行使手続終了後、ただし、単元未満株式にかかる株券を交付しない。

**19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い**

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

**20. 発行要項の公示**

当社は、その本店に募集新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

**21. その他本募集新株予約権に関し、必要な一切の事項は代表取締役に一任する。**

**22. 割当先の概要**

当社の監査役5名に割り当てる

以 上

<ご参考>

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成18年4月13日
2. 定時株主総会の決議日 平成18年5月25日